

議案第 119 号

伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 4 条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 8 条中「及びその日」を「、同日」に改め、「定める日」の次に「（以下この条において「昇給日」という。）」を加え、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改める。

第 11 条第 7 号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 22 条第 2 項中「第 16 条の 2」を「第 16 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。